

町子育て支援施策の推進につきましては、日頃より、御理解御協力いただき感謝申し上げます。
那珂川町子育て支援課です。

支給認定区分の変更に関して、改めてお知らせさせていただきます。

就労先の変更や、退職、転居等により入園申込時と変更があった場合には
変更届等の提出が必要となります。

内容に虚偽が生じた場合には退園となる場合がありますのでご注意ください。

変更内容の適用については翌月からとなります。

書類の提出は変更を希望する月の前月15日を目安とさせていただきます。

遡っての変更は基本的にできませんのでご了承ください。書類が間に合わない場合等には子育て支援課
までご連絡ください。

変更事由により提出していただく書類が異なりますので、不明な点がありましたら、その都度園又は子
育て支援課までご相談ください。

【変更届が必要となる場合】

- ・保護者や同居する65歳以下の方の保育を必要とする事由の変更（転職、退職、就労、就労時間の変更、疾病等）
- ・世帯状況の変更（転出、転居、転入等）

なお、2号認定から1号認定への変更や、1号認定から2号認定の変更については提出書類が異なります。

早めにご相談ください。